

1. 輸出事業計画の概要

(2) 計画認定の流れ

輸出事業計画の類型

輸出事業計画は、策定の目的により以下の11パターンに分類され、それぞれの分類によって、認定までの流れが異なります。

- ① GFPグローバル産地づくり推進事業を活用する場合
- ② 関連事業における優遇措置（優先採択等）を希望する場合
- ③ 輸出事業計画とリンクした輸出予算事業の活用を希望する場合
- ④ 支援チームによるサポート等を希望する場合
- ⑤ 農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略（令和2年12月農林水産業・地域の活力創造本部決定。以下「実行戦略」という。）に基づきリスト化された輸出産地・事業者
- ⑥ 農地法の特例を受ける場合
- ⑦ 公庫の制度資金や債務保証（スタンドバイ・クレジット）を活用する場合
- ⑧ 食品等流通合理化促進機構による債務保証を受ける場合
- ⑨ 税制上の特例（割増償却）を受ける場合
- ⑩ ①～⑨の複合型
- ⑪ 計画策定のみで特段の支援を希望しない場合

それぞれの類型における計画認定までの流れは
次ページ以降を参照 →

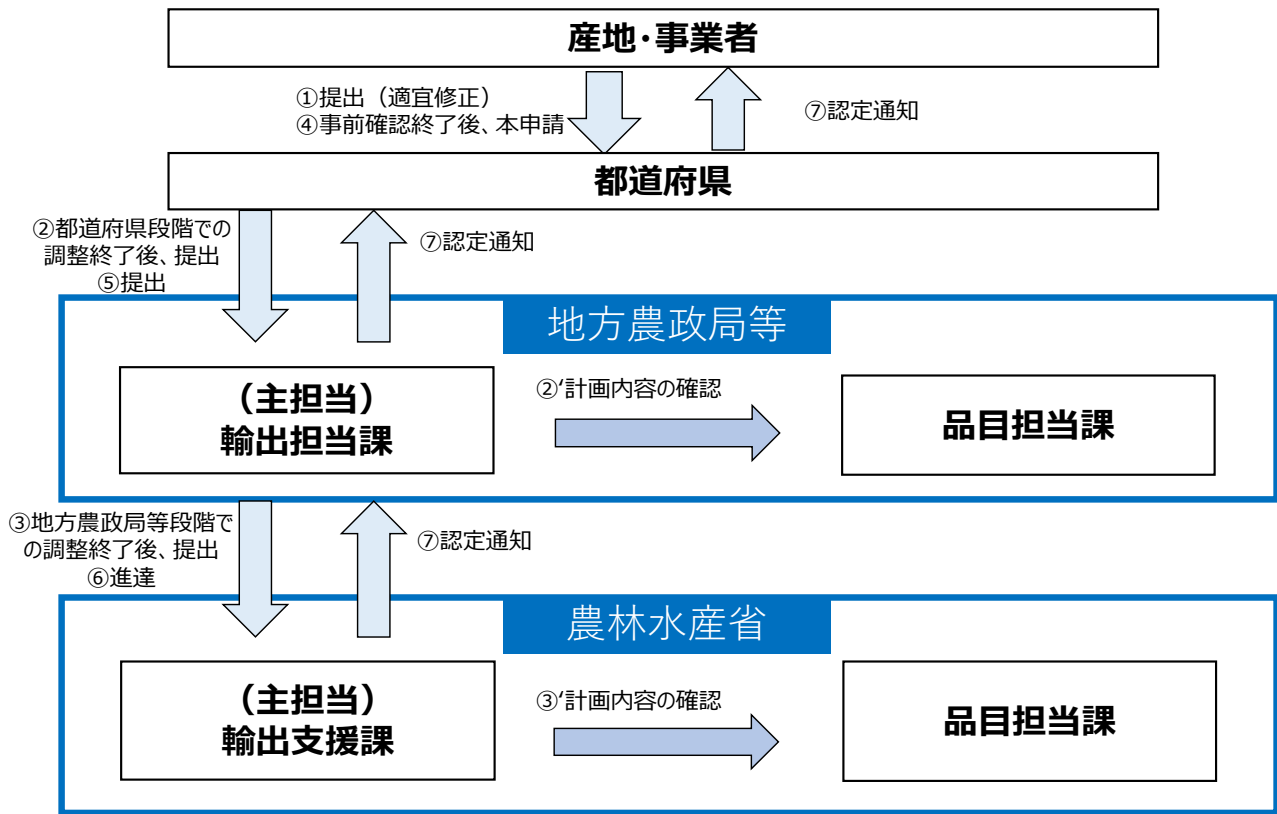
輸出事業計画を審査するにあたって

- ・ 輸出担当課、品目担当課及び関連事業担当課は、必ず相互に確認を行う。
- ・ ③輸出事業計画とリンクした輸出予算事業の活用を希望する場合の計画については、必ず、事業担当ラインにて内容の事前調整を行う。（補助事業の実施計画で求める水準の事項を輸出事業計画に盛り込む必要があるため。）
- ・ 酒類の計画については、国税庁酒税課と事前の内容確認を行い、法第37条第5項に基づき、財務大臣への通知を行う。

I ①～④を含む計画の場合（※ ⑤リスト化された事業者の計画の場合を除く）

【提出書類】様式1、様式2（必要に応じて様式1-1、1-2-1又は1-2-2、1-3、1-4）

【留意点】・都道府県→地方農政局等（輸出担当課、品目担当課等）→本省（輸出支援課、品目担当課等）の順に内容の事前確認を行う。

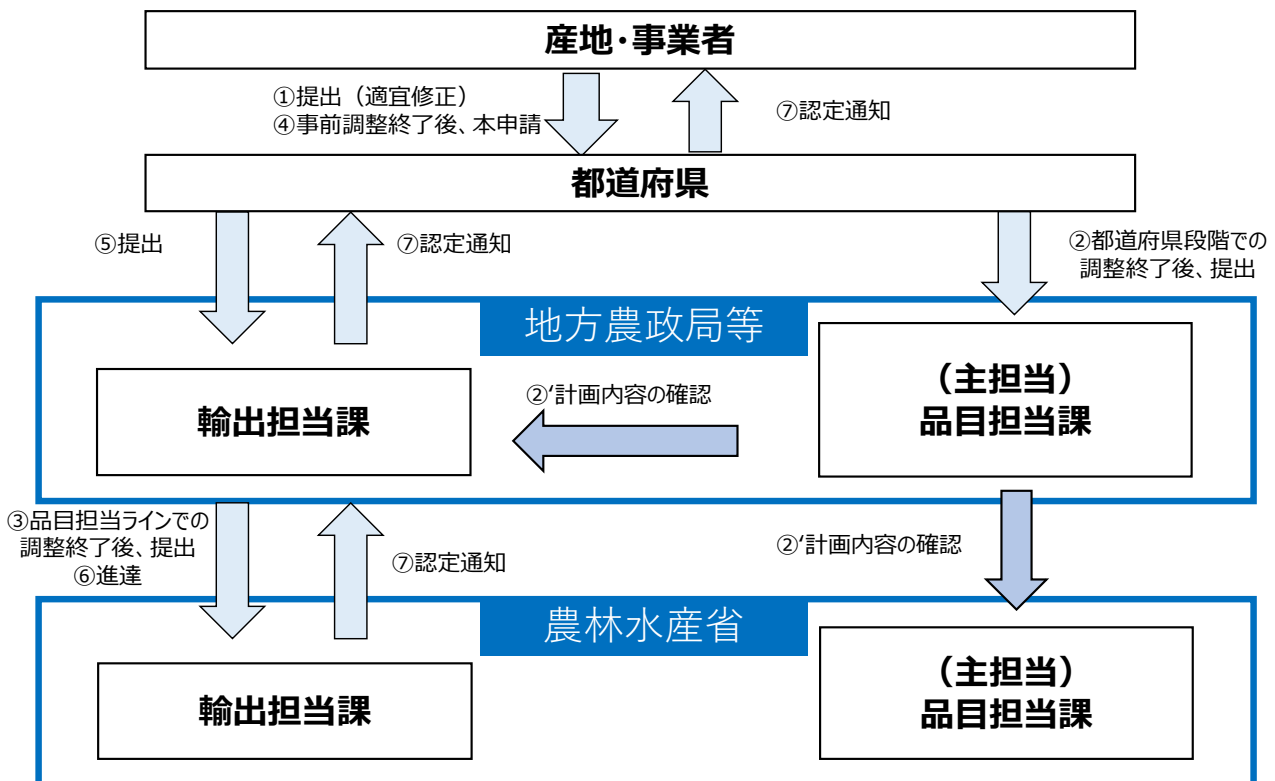


II ⑤実行戦略に基づきリスト化された輸出産地・事業者の場合

【提出書類】様式1、様式2（必要に応じて様式1-1、1-2-1又は1-2-2、1-3、1-4）

【留意点】・都道府県→品目担当ライン（地方農政局等、本省）→輸出担当ライン（地方農政局等→本省）の順に内容の事前確認を行う。

・「GFPグローバル産地づくり推進事業」を活用した産地の計画についてはIの流れに準じる。

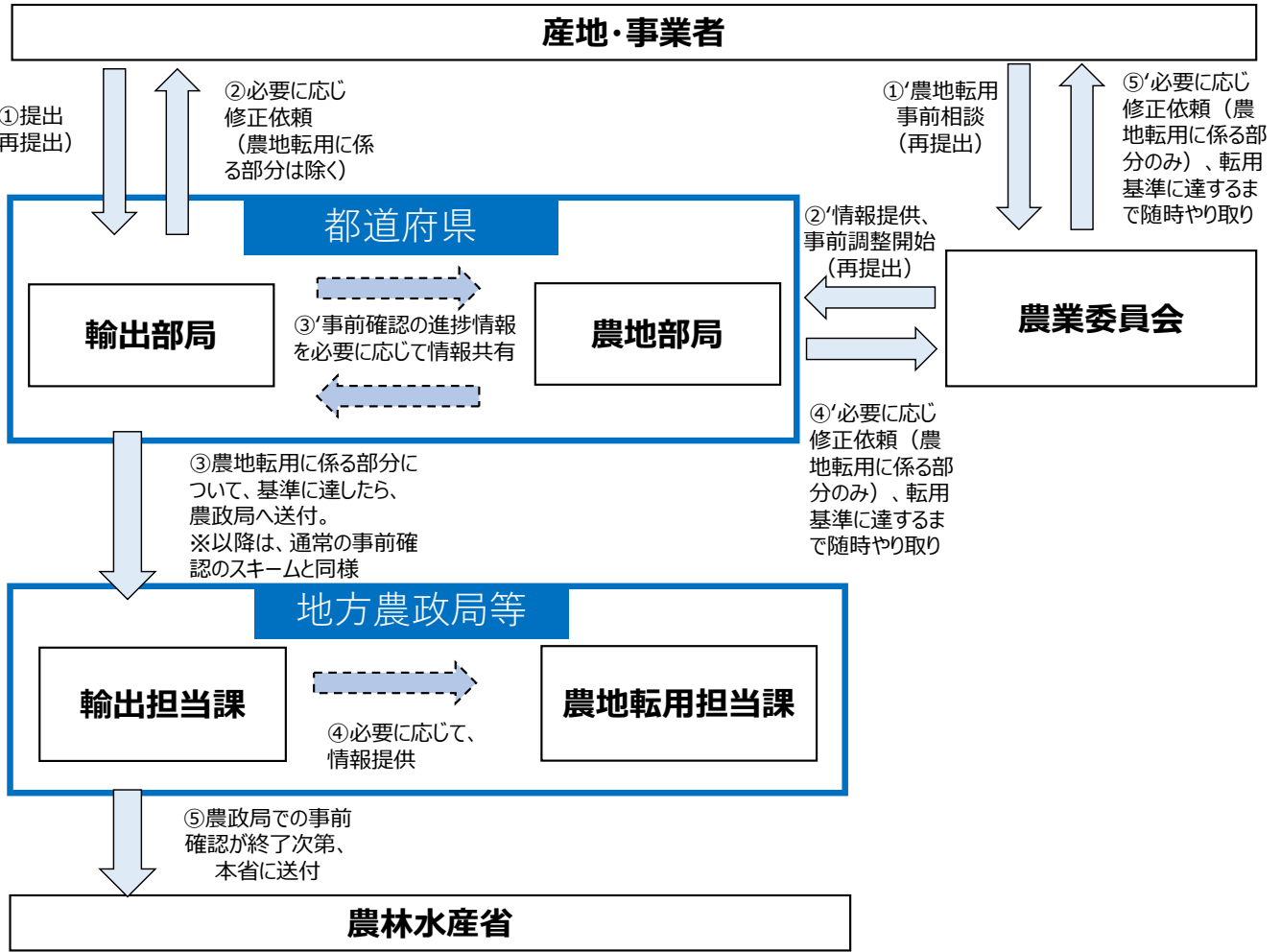


Ⅲ ⑥農地法の特例を受ける場合

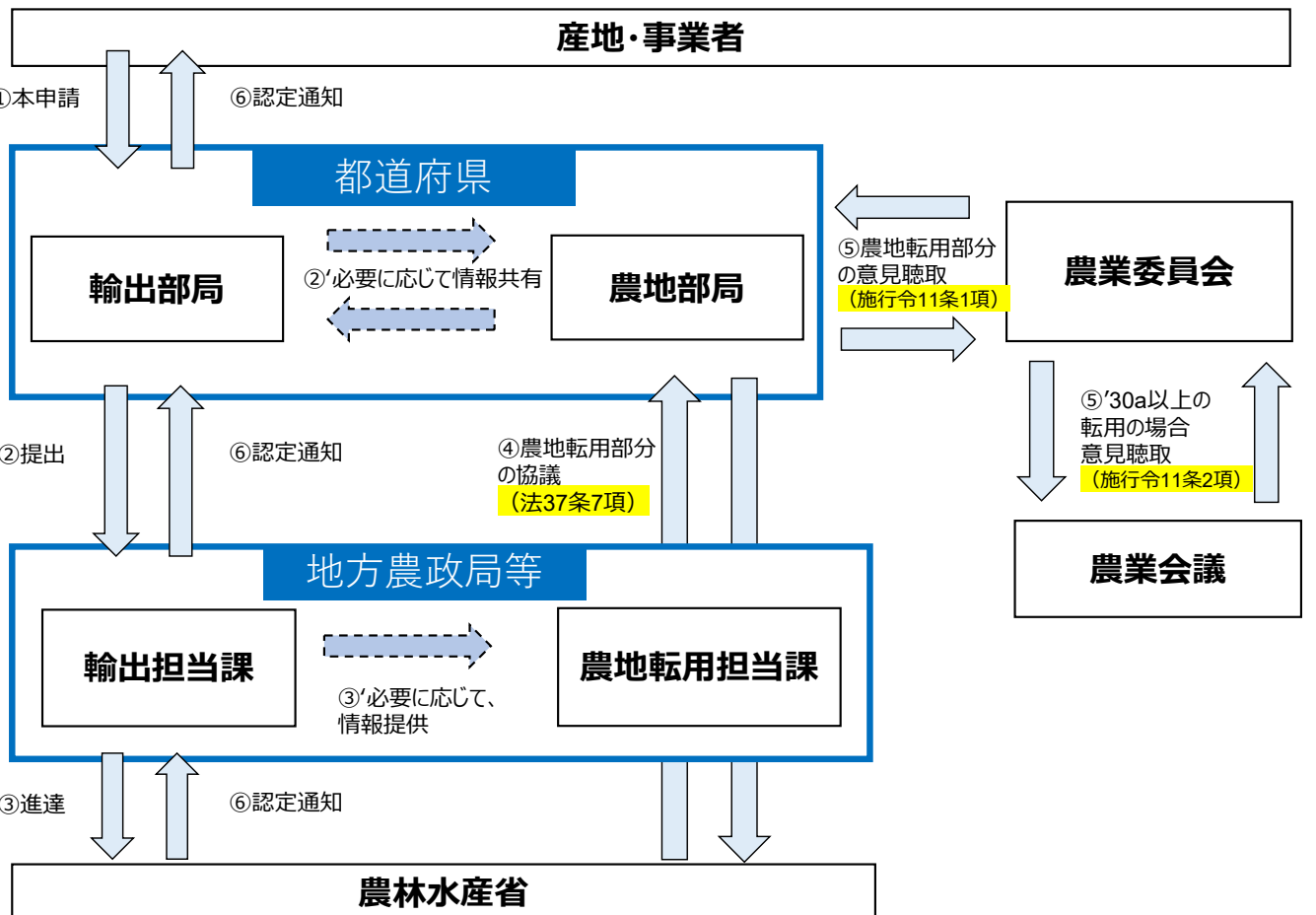
【提出書類】様式1、様式1-1、様式1-2-1又は1-2-2、様式2

【留意点】・農地転用に係る部分は農業委員会による事前調整を行うことが望ましい。

事前調整段階



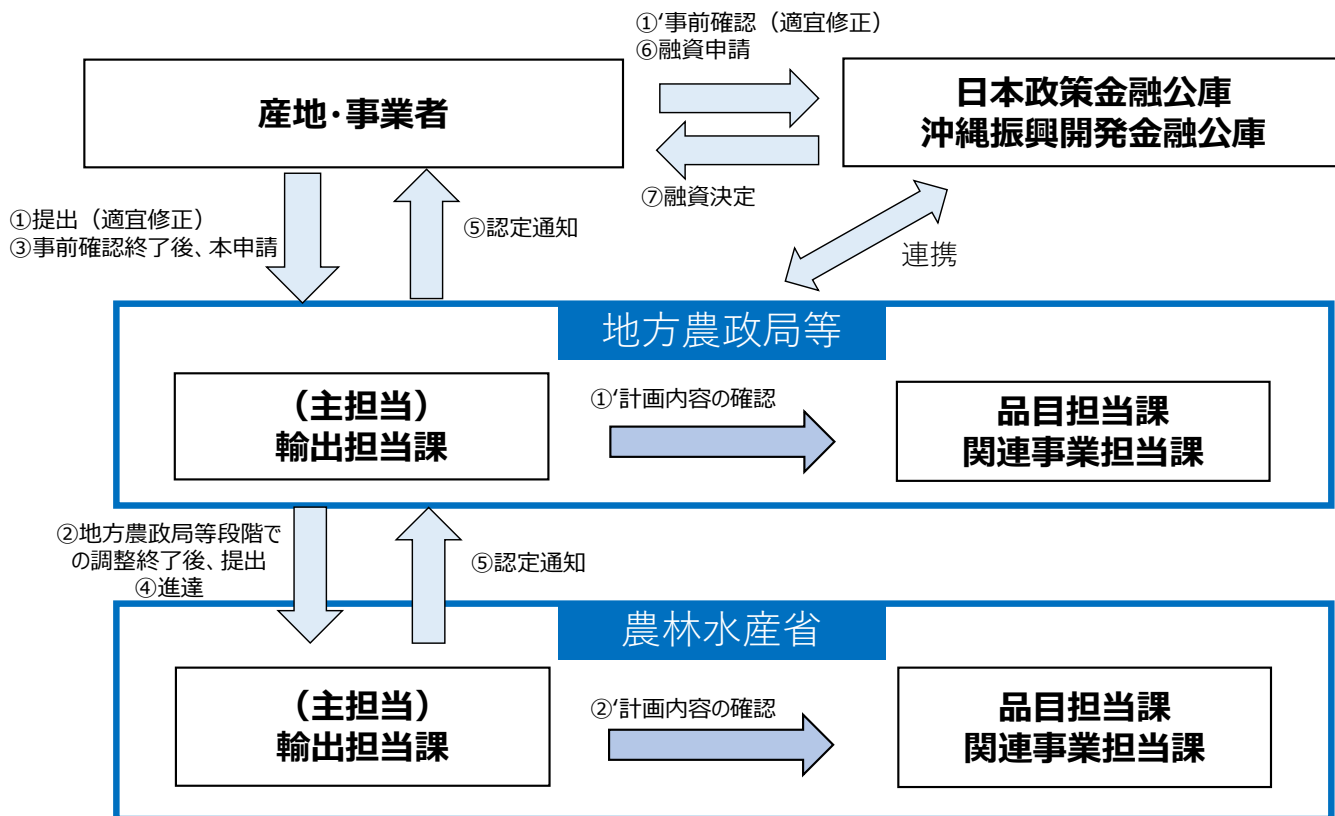
事前調整後



IV ⑦公庫による融資（農林水産物・食品輸出基盤強化資金）及び債務保証を活用する場合

【提出書類】様式1、様式1-1（資金用途に施設の整備が含まれる時のみ）、様式1-3（申請者が農林漁業者等の場合は不要）

【留意点】・申請前に、公庫による申請書類の確認を必ず受けること。
・公庫の債務保証を受けようとする場合は、様式1にその旨を記載する（様式1-1、1-3は不要）



V ⑧⑨のみの場合、及び⑪計画策定のみ（特段支援を活用しない）の場合

【提出書類】⑧、⑪：様式1のみ

⑨：様式1、様式1-1、様式1-4

【留意点】・⑧食品等流通合理化促進機構の債務保証を受けようとする場合は、様式1にその旨を記載する。

